

# スイス留学.com スイス留学サポート契約書

## 第1条 (サポートの範囲)

1. 当社サポートは、当申込条件に基づいて、SwissJoho.com GmbH (Birkenweg 17, 3072 Ostermundigen, Switzerland) が申込者の希望するスイスのインターナショナルボーディングスクールやキャンプ専門学校 (以下「教育機関」) への視察訪問、出願代行及び留学中の現地サポートを行うものであり、教育機関への合格・課程修了・資格取得を保障するものではありません。また、教育機関にて提供する研修内容やサービスは各機関が独自に企画・運営し、提供するものであり、当社自らがサービスの提供を行うものではありません。
2. 受け入れの条件については教育機関により異なります。契約の内容、条件はお申込時の教育機関の資料によります。当社が提供するサポートをお申し込み後、教育機関によっては当社または申込者に予告なく入学条件が変更される場合があります。サポートのお申し込み後の入学条件などの変更により留学予定に変更がある場合は、出願校変更手数料のお支払いや当契約の1年保留等に対応させていただきます。
3. 当社は、留学、視察訪問、観光に関して申込者に助言や提案をしますが、最終決断者は申込者となります
4. 当社は、ご要望があれば、スイスを訪問するご家族やお子様、その他関係者の方をスイス国内の観光地にご案内することや、日本からの渡航を含むスイス旅行全般の手配サポートを行います。

## 第2条 (お申込と契約の成立)

1. 当契約は参加者の保護者が契約フォームを送信し、当社が受理をしたときに成立するものとします。
2. お申し込みの際は、サポート代金を銀行振込かクレジットカード又はペイパルでお支払い頂きます。
3. ご出発予定日までに渡航・宿泊・移動手段の手配及び教育機関の受け入れに必要な手続きが完了できる見通しのない場合のお申込につきましては、お受けできませんので、お早めに当社まで手続きに必要な期間をご確認ください。
4. 病気等のやむを得ない事情により出発予定日から出発が遅れる場合や出発日から出発が遅れる場合は、出発日変更届出日より起算して最大1年間、出発予定日を延長することができます。延長は1回のみお受け致します。

## 第3条 (お申込の条件)

1. お申し込みは、参加者の保護者が当サポート条件を理解し、参加者の同意を得た上、行います。当社がスイス留学に適していると判断した参加者で、入学時には教育機関が受け入れる年齢であり、法令・規則等厳守できる方が参加いただけます。
2. 心身の状態やその他の事由で教育機関が提供するプログラムの参加にあたって特別な配慮を必要とされる方は、必ずその旨をお知らせください。受入先教育機関との協議の上、可能な限り対応します。なお、この場合、医師の診断書や渡航同意書をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
3. 当社もしくは教育機関が不適当であると判断したとき、お申し込みをお断りする場合があります。

## 第4条 (契約期間)

1. 当契約期間は、正規留学の場合、契約締結後渡航日より1年間、体験留学の場合、渡航日より体験留学終了日まで (6か月未満)、短期留学の場合、契約締結よりプログラム終了日まで、視察訪問のみの場合、契約締結後から視察日程最終日までとなります。当社手配又は同行のスイス観光をご希望される場合は、手配した期間も契約に含まれます。
2. 各契約期間終了後のあらゆるサポート依頼は別途ご請求となります。
3. 正規留学を2年以上続ける場合は、正規留学の2年目以降のサポート契約をお申し込みいただけます。継続サポートをご希望の場合、前年度の契約満了日より1か月前に翌年のサポート料金をお支払いいただけます。
4. 参加者が正規留学の契約期間満了以前に卒業又はスイス留学を取りやめる場合、最終退寮日をもって契約は終了します。退寮後、弊社手配又は同行のスイス観光をご希望される場合は、この期間も契約に含まれます。

## 第5条 (サポート内容と料金)

サポート内容と料金は、該当のパッケージ料金表及び単体サポート料金表をご参照ください。料金表に掲載のないサポートやスイス観光に関する費用はお見積となります。ご請求額が5,000スイスフラン以下の場合、日本円でお支払いいただけます。

## 第6条 (留学料金のお支払)

当社サポート料金とは別に入学金、授業料、滞在費などを教育機関にお支払いいただけます。教育機関へのお支払額が5,000スイスフラン以下の場合と弊社のクレジットカードが使用可能な場合のみ当社のお振込代行サービスをご利用になり、日本円でお支払いいただけます。教育機関に直接お振込する場合の送金方法については、取引のある銀行にお問い合わせください。

## 第7条 (必須書類)

留学手続きに必要な必須書類は教育機関により異なります。該当書類は、必要事項を指定された言語でご記入の上、当社指定の期日までに提出ください。なお、書類を期限までにご提出いただけないことにより、留学手続きが不可能になった場合は、当社では一切の責任を負いません。

## 第8条 (契約の解除)

申込者は、いつでも次に定める取消料を支払い、契約を解除することができます。契約を解除する場合は、[info@swiss-ryugaku.com](mailto:info@swiss-ryugaku.com) 宛のメールでその旨をご通知するか、SwissJoho.com GmbH (住所: Birkenweg 17, 3072 Ostermundigen, Switzerland) まで書面の郵送をお願いします。メールの場合は、本人確認メールの受信、書面の場合は、当社が受け取った時点で契約解約となります。契約取消料は、以下です。

1. 当社サポート料金の取消料
  - ・ 契約成立日より起算して8日以内＝カウンセリング料として500スイスフラン
  - ・ 契約成立日9日目以降＝サポート料金の100%
  - ・ 契約成立後、実費を含む観光・渡航・宿泊・移動手段の手配及び同行サポート料金の返金はありません。
  - ・ 申込者都合で、留学や学校訪問、観光を短縮したりする場合、留学終了時点又は訪問・観光終了日で契約解約とみなし、サポート料金の返金はありません。

2.教育機関に支払う取消料  
各教育機関の規定に従います。

#### 第9条（当社の契約解除権）

1. 当社は下記の理由において、サポート契約を解除することができます。
  - (1) 申込者が第7条に定める必要書類を当社の指定する期日までに提出しないとき
  - (2) 申込者及び参加者が1か月以上にわたり連絡不能、又は、所在不明になったとき
  - (3) 申込者が当社に提出した資料に虚偽があったとき
  - (4) 申込者及び参加者が当契約書に従わない場合
2. 上記の理由により当社が契約を解除した場合、当社は申込者にサポート料金並びに教育機関に支払った諸費用などは一切返金いたしません。又、この解約により、教育機関や航空会社などのキャンセルに伴うすべての費用及びそれによって被る弊社の損失は、すべて申込者が負担するものとします。申込者は当社からの請求後、速やかに請求額を当社に支払うものとします。

#### 第10条（志望校の変更）

入学願書送付後に志望校を変更する場合又は複数の学校に出願した場合、追加出願手数料として2校目以降当社の単体サポート料金表の入学・転校手続き料金を申し受けます。また、既に出願済みの場合は、教育機関が変更料を請求する場合があります。なお、出発予定日から90日以内の変更の場合、別途緊急手数料を申し受けますが、教育機関が変更に応じない場合は、手配ができないこともありますのでご了承ください。

#### 第11条（取消・変更に伴う費用の精算）

1. 追加でお支払いいただく場合：契約内容の変更により、追加料金をお支払いいただく場合は、当社より請求書をお渡ししますので、速やかにお支払ください。
2. 返金が生じる場合：契約内容の変更により申込者の負担金額が減少した場合、その差額を返金致します。精算日の三菱東京UFJ銀行のTTSレートを適用し、日本円換算したのから銀行の振込み手数料300円を差し引いた金額を、基本、日本の銀行に日本円でお振り込みいたします。

#### 第12条（旅行保険契約の義務）

申込者は現地での病気、傷害等に備え海外旅行保険に必ず加入していただきます。留学や視察訪問、観光を中止又は中断した際の渡航・宿泊・移動費用や学費、サポート料金等のキャンセル料金を補償する保険もご検討ください。

#### 第13条（当社の責任範囲・免責事項）

1. 当社は、留学、視察訪問、観光に関して申込者に助言や提案をし、契約期間中、誠心誠意サポートをいたします。しかし、お申し込みの最終決断者は申込者であり、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、期待に沿わない結果になっても当社はその責を負いません。
2. 当社は、スイスの教育機関の情報提供や紹介、手配代行業を行い、自ら教育機関、宿泊施設、交通機関、観光施設等を運営するものではありません。したがって当社に断りなく、各機関の都合によって内容や条件が変更されたり、実施できなかつたりした場合、当社ではできるだけ現状に復する努力はしますが、その変更や中止に伴う損害について、その責を負いません。
3. 申込者が当社への連絡なしにご自身もしくは他社を介して教育機関、宿泊施設、観光業者と契約した場合、当社はこの契約のもとで生じる諸問題に関して一切の関与はいたしません。直接契約を実行した場合、違約金が発生することがあります。
4. 申込者のパスポートおよび必要査証（ビザ）が日本国や渡航先国の判断により受け入れられず、スイスの入国を拒否された場合、当社はその責を負いません。留学がキャンセルとなった場合は、第8条（契約の解除）の規定により取消扱いとして、取消料を申し受けます。
5. 各種交通機関のスケジュールの変更、運休、その他の事由に起因して申込者が損害を被った場合、当社はその責を負いません。
6. 悪天候、天災、地震、戦争、暴動頭の事由に起因して当社サポートが催行できなくなった場合、当社はその責を負いません。
7. 当社が紹介した学校、宿泊先等で何らかのトラブルに遭った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。
8. 教育機関のルールに反する行為や反社会的な行為、暴力的行為、他の参加者の迷惑に及ぶような行為があり、学校を退学となった場合、その理由の如何に関わらず費用の返金はありません。又その時点で当社が提供するサービスを停止します。

#### 第14条（管轄の裁判所）

当社サポートに関する訴訟については、スイス連邦ベルン州の裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第15条（約款の変更）

当社が提供する情報は、2017年12月現在の情報を元に作成しております。教育機関の都合、もしくは当社の都合により約款は変更する場合があります。

#### 第16条（個人情報について）

当社は、個人情報の適正な管理を実施し、適切な維持・管理・改善を継続的に行って参ります。当社はサポート契約のお申し込みの際に申込書にご記入いただいた申込者の個人情報について、お申し込みいただいたサポート業務の実施に必要な範囲内で使用いたします。お客様の個人情報は、法令に基づき開示することが必要である場合を除き、お客様の同意なしで、第三者に提供することはありません。詳しくは、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）をご参照ください。

#### スイス留学.com

SwissJoho.com GmbH  
Birkenweg 17  
3072 Ostermundigen  
Switzerland